

## 令和6年度 第2回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和6年10月22日（火）14時00分～16時10分

場所：埼玉会館 7B会議室

出席委員：佐藤委員、遅塚委員、万谷委員、下重委員、羽生田委員、田島委員、  
川津委員、石橋委員、山中委員、東海林委員、小材委員、荒井委員、  
金井委員、松本委員、植村委員、栗原委員 16名

欠席委員：岩崎委員、大井田委員、菊池委員、田中委員

### < 1. 開会 >

（事務局）

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を開催いたします。私は、障害者福祉推進課副課長の石井と申します。本日の会議に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、16名の方に御出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立しておりますことを、御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開としておりまして、本日は6名の方が傍聴をしております。

### < 2. 課長挨拶 >

（事務局）

それでは、会議に移らせていただきます。はじめに、障害者福祉推進課課長の茂木からごあいさつを申し上げます

（障害者福祉推進課長 茂木）

令和6年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただきまして感謝申し上げます。

また、本県の障害者施策の推進につきましては、日ごろより、格別の御理解と御支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、当協議会におきまして、以前より実現に向けて協議が進められておりました「彩の国いろどりライブラリー」のホームページが完成し、先週公開いたしました。また、今年4月の改正障害者差別解消法の施行に合わせて、更なる内容の充実を図った「心のバリアフリーハンドブック」の改正版が今月完成しました。

御協力いただきました委員の皆様、及び各団体に改めて感謝申し上げますとともに、計画の基本理念である「共生社会」の実現に向け、取組を進めてまいり所存です。

本日は、前回の第1回協議会に引き続きまして、障害者支援計画に係る重点課題について御協議いただきます。各ワーキングチームで議論をいただいた内容について御報告をいただくとともに、意見交換をお願いしたいと存じます。

重点課題を選定し検討を重ねていくことで、令和8年度に始まる次期計画の円滑な策定につながるものと期待しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜り、じっくり時間をかけて御協議いただきますようお願いし、私からのあいさつとさせていただきます。

(事務局)

それでは議事に入ります前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

～配布資料確認～

(事務局)

それでは議事に入らせていただきます。本協議会規則第6条第1項により、議長を会長にお願いいたします。それでは、佐藤会長お願いいたします。

(佐藤会長)

皆さん改めまして、第2回協議会を開催させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、本協議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。本日御出席いただいている荒井委員と金井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～荒井委員、金井委員了承～

< 3. 議事 >

(佐藤会長)

それでは議事に移ります。次第3の議事「第8期埼玉県障害者支援計画に係る重点課題について」、各ワーキングチームにおける検討状況の報告に入りたいと思います。各チームのリーダーあるいはサブリーダーから、15分程度でご報告いただければと思います。皆さんのお手元に各ワーキングチームの会議メモが配布されておりますので、そちらを参照しながらお聞きいただければと思います。

それでは、私がリーダーを務めさせていただいておりますAチームにつきまして、私から報告をさせていただきます。

Aチームでは、私がリーダーで継続していくということでご了解をいただき、サブリーダーとして石橋委員にご協力いただくことになりました。

そしてAチームは、大柱「I理解を深め、権利を護る」のところで、障害者の理解促進と差別解消、彩の国いろどりライブラリーの運用上の課題、これらに関する事業と実績を確認しながら、取組の足りない点や、必要となる新たな施策について検討するという方向で進めることを確認しております。

そうした中で、3つの大きな論点について議論をしました。

まず1つ目の論点は、障害者差別解消法、埼玉県共生社会づくり条例について、まだまだ認知度が低く、合理的配慮の提供に関する理解についても、先ほど報告があったような

「心のバリアフリーハンドブック」などもありますが、こうしたものが上手く生かされていくような機会を作っていくということが大切で、特に「社会モデル」の考え方を一般の方たちに理解していただくこと、障害に関する大まかな理解だけではなく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害及び難病など様々なものがあり、障害のある方一人ひとりの様や支援のあり方についても人によって異なること、そうした障害の多様性に対する理解が必要となる一方で、人として対等に接することへの理解、人としての理解を促進するということが大切であるということの一つの柱として捉えることになりました。

そのために必要となる取組について、次の3つの視点で整理しました。

まず一つは、学校教育で障害理解の促進をしていくこと。そのためには県教育局及び市町村教育委員会の協力が欠かせないということを確認しました。障害福祉に関しては特別支援教育担当課との関わりがあるかと思いますが、一般の児童生徒に対して障害理解を進めていく上では、義務教育課程を所管する県及び市町村の教育部局に協力を働きかけ、児童生徒及び教職員に対する障害理解を進めていく必要があること。

特に委員の方からは、例えば障害があると不幸だとか、あるいは目の不自由な方は皆さんが全盲であるとか、そうしたステレオタイプのようなイメージのために障害に関して十分な理解が進んでいない側面があり、そうしたことのないように障害理解を促進するということが大切ではないかという意見がありました。

次に、障害の多様性に対して認識をしながら、対等な人として接する態度、相手への気配りができるような人間理解を育むこと。そのために体験を含む学習機会を充実させる必要があること。すでに「彩の国いろどりライブラリー」も運用されることになっていますが、福祉教育実践のような取組を、学校教育や一般の方たちに向けて進めていくことの必要性が確認されました。

特に民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたところで、本日配布されている「心のバリアフリーハンドブック」といった媒体も作られていますので、こうしたものも生かしていくことに加えて、児童生徒に対しては、多様な障害のある方たちと直接的に関わる機会を作って体験的に学べるような手法で学校教育における障害理解を促進する必要があること、また一般の方たちに対しても、まずは行政機関や学校、警察などの職員、そして銀行などの企業の社員に障害について学ぶ機会を提供していくことが必要ではないか。こうしたことを進めることで相互理解が促進されていくようにすることの必要性が確認されています。

最後に、県でも動画等の様々な媒体を通じて発信されているとは思いますが、先ほども申し上げたように障害といっても身体障害、知的障害、精神障害、発達障害及び難病など多様であることを踏まえ、合理的配慮の提供についても具体的な事例を多く収集整理して、さらなる障害理解の促進に向けて周知の機会と方法を検討していく必要があるのではないかという意見が出ています。

次に2つ目の論点としては、精神科病院に入院している患者への虐待、施設や学校、家庭など様々な場所で発生する障害児者への虐待という問題があり、そうした虐待防止及び権利擁護を一層推進していくことの重要性について議論しました。

日頃から障害に対する地域の理解を得るためには、やはり本人や関係者、病院や施設、家庭だけではなく、第三の居場所、地域の居場所づくりというものも必要ではないか、地域の様々な人たちと交流する機会を作る、あるいは当事者同士でのピア交流会のような関係者と共に集えるような場、そうした居場所のような場をつくることをこれから進めてい

くことが必要ではないかという意見がありました。

こうしたことは、これまでも様々な取組の中で進められてきていますし、精神障害に関する施策では「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」が推進されているところではありますけれども、こうしたことをさらに進めていくということの必要性が確認されています。

いま申し上げたような病院や施設、家族との関係だけではなく、ひきこもりになることを未然に防げるように、地域における居場所づくりを促進していく必要があるということになります。

あとは、障害のある方を含めて誰でも参加できるイベント等の場が地域にはいろいろあると思いますが、そうした場所に障害のある本人は行きたいと思っても、家族が外に出るのを控えて欲しいと思っているようなケースもあるということも話題に出ました。そういう意味では、本人や家族だけではなく、障害のある方の社会参加に対して第三者的に関わるような人たちの存在が必要になるのではないかとということも確認しています。

精神障害に関する部分も含め、こうした虐待防止等も含めて、地域における障害のある方の居場所を考えていく。そういったことについて、これから少し検討していくところの確認がされています。

そして3つ目の論点として、彩の国いろどりライブラリーの運用上の課題について。先ほど事務局から話があったように、ホームページが立ち上がりました。

今後の運営に向けた取組としては、今回はスモールスタートということで、すでに障害当事者講師として活動されている方たちを登録してスタートを切っており、講師も身体障害の方たちが中心になっておりますので、身体障害以外の障害種別の取組をこれからどのようにして促進していくのか。例えば、ピアサポートのような形でのグループ形態で実施するようなものや、支援者と当事者とのインタビュー形式で実施するものなど、一方向かつ座学的なものだけでは講座等になりえないものもあると思うので、そうした講座等の形態、学習形態のあり方も検討していく必要があるのではないかとということが確認されています。

そして、こうした取組を進めていく上では、先ほども申し上げたとおり、学校教育における義務教育課程の所管部署の協力も必要になりますし、市町村においては、これまで福祉教育を進めてきた社会福祉協議会や学校、教育関係機関との連携、その他としてNPOやボランティア団体、福祉関係者などとも連携しながら、子供たちの成長発達の過程において福祉教育を進めていくことが必要になります。

さらに、一般の方たちに向けては、様々な民間事業者を通じて障害理解を進めることや、生涯学習の機会などを活用して理解を進めるというところで、ライブラリーの活用も含めて推進していく必要があるのではないかとということが話し合われています。

Aチームからの報告は以上になります。次回のワーキングにおいては、以上の内容についてももう少し整理をして第8期計画の策定に向けてどのように示していくかということ、そして他の取組に関する現状把握と課題の抽出を可能な限り行って進めていくということがAチームにおける協議の大まかな内容になります。

それではAチームからの報告は終わります。続きまして、遅塚委員からBチームの報告をお願いします。

(遅塚委員)

それではBチームについてご報告いたします。

Bチームにつきましては、メンバーの他に小材委員にも参加していただきました。サブリーダーは東海林委員にお願いをしたところでございます。

Bチームの内容といたしましては、1つ目として「障害者の地域生活の充実、社会参加の支援」について、2つ目として「障害者の就労支援」についてテーマをいただいております。

今回の協議においては、スタートの段階になりますので、次期計画に入れることができるかどうかということとはともかくとして、広く自由に課題と感じておられる部分などをお話しいただいたところではあります。

具体的な内容につきましては、まず計画全般についてです。

現在の計画についてはロービジョンの方の施策自体があまり入っていないということ、計画の策定段階でロービジョンの方の意見を言う機会が少なかったのではないかとのご指摘をまずいただきました。

また計画作成にあたっては、知的障害の当事者の人たちにどのように計画策定に参加してもらおうかという話がありました。現在は意思決定支援が主流になっておりますので、当事者をどう位置付けるのかということを考えていくことが必要ではないかと。その場合には、知的障害者については合理的配慮として支援者が必要となるというようなご指摘もいただきました。

また現状として、様々な制度設計が医学モデルになっていますが、医学モデルから社会モデルということを次期計画の大枠として打ち出していくことが必要ではないかというご意見もいただきました。

また、県の障害者支援計画の役割として、具体的な施策に入れることができなくても、「本来はこういうあり方が必要である」といった県の方向性というものを打ち出していくということが重要なのではないかという意見もありました。

次に、就労支援についてもいろいろな意見をいただきました。

途中で障害になった方が、就労を継続していくための支援が少ないというご指摘がありました。

また就労支援においては、発達障害のある方の支援が非常に難しく、例えば車の免許を持っているような方であっても、指示の中での言葉の違いによって混乱をしたり、コミュニケーションが上手くとれずにパニックを起こしてしまうことなどから、解雇されてしまうことがあると。そういう方については、自分の適職は何なのか、自分についての理解があればいろいろなことができるけれども、こういう人たちへの就労支援というのは非常に難しいというようにお話をしました。

また障害者の就労に対しては国から助成金が出ておりますが、発達障害の就労支援をしている民間企業で発達障害の方の肩を持つのではなく、会社側の肩を持って本人都合でやめるように仕向けていくことを誘導するようなどころが増えているというようなご報告もありました。

また就労支援につきましては、福祉分野における就労支援と労働分野における就労支援があるわけですが、それらは本人の過去の職務内容ですとか職歴などによって、役割分担を考えていかなければならないというお話もありました。

また就労ができるレベルの方というのは、自己理解が必要であって、その自己理解を持つためには丁寧に関わっていくことが必要であると。例えば苦手なところを合理的配慮として周りの方と話をしなければならないわけですが、そもそも発達障害の方の場合にはコミュニケーション障害がありますので、そこが非常に難しい部分であるという話がありました。

また就労支援からは少し外れますが、就労継続支援B型事業所で工賃アップという方向が出ておりますが、工賃アップということが強調され過ぎてしまうと、結局は施設の職員が頑張るとい状況になってしまっているのではないかというお話もありました。

次に、地域生活の充実の中の暮らしの場についてです。

ここではグループホームの現状について、大変多くのご指摘がありました。

まず知的障害のある方について、暮らしの場が圧倒的に足りていないと。重度障害の方のグループホームの整備が進められていますが、重度であるということよりも、支援が難しい人が安心して暮らせる場の確保が必要ではないかというご指摘がありました。またこれらのことについては、親なき後の問題としてとらえるということがありますけれども、そこにこだわってしまうと、逆に親がいる間は親が面倒を見ればいいという論理になってしまう危険があると。逆に当事者にとっての意味をしっかりと考えていくべきではないかというご意見もありました。

また重度のグループホームについては、消防法の関係で費用が2,000万円ぐらいかかってしまうことがあり、整備が非常に難しいというご指摘がありました。

またグループホームについては、最近多くの営利企業が参入してきていて、強度行動障害の方を入居させて、該当する加算は取っていくけれども、支援の形態としてはなるべく部屋から出てこないような状態で、悪く言えばちょっと閉じ込めているような状態で支援されているのではないかというようなご指摘がありました。

そうしたことも含めてグループホームについては非常に数が増えているので、中身に關してきちんと目を入れていく必要があるとの指摘がありました。例えば監査についても、基準に当てはまっているかどうかだけではなく、どんな支援をしているかという中身を見られるような監査にしていく必要があるのではという意見がありました。

また同様に、監査については事前に日時を指定してから監査に行くのが通例であるけれども、それではなかなか有効性のある監査ができないので、やり方を考えた方がいいのではないかというご指摘もありました。

同じく日中支援型のグループホームにつきましては自立支援協議会に報告がされるわけですが、中身をしっかりと見ていかないと、株式会社が運営するグループホームはどんどん入居をさせるけれども、適応できない方をどんどん辞めさせていくというような実態がどうも見てとれるため、グループホームにおける利用者の定着率というものも見ていく必要があるのではないかというようにお話がありました。

それから入所施設につきましては、2019年以降、県内で約10施設程度が新設されているはずだけでも、この新しい10施設について、運営の内容をしっかりと振り返らなければいけないのではないかと、それと同時に、それ以前からの入所施設の暮らしの内容についても確認をしていくということが必要ではないかというご指摘がありました。

したがって、計画の中には、支援の量だけではなく質に関する部分についてもしっかりと書き込む必要があるというご指摘がございました。

県立嵐山郷における虐待事案についても話がありました。強度行動障害の人については刺激を与えないほうがいいということで閉じ込めてしまい、それが虐待であるという認識がないということでは困るのではないかと。したがって第三者の目が入ることがとても大切であると。また専門性という言葉を使いますが、実際には専門性をはかる物差しがないということは問題ではないかというご指摘もありました。

強度行動障害につきましては、なってしまった方に対するの対策というのはいろいろ制度上もあるのですが、大事なのは強度行動障害にならないような支援というのを進めていくことではないかというお話もありました。

また入所施設における社会参加についてですが、障害のある人がどうやって社会に出ていくかということも大事ですけれども、社会が施設に入ってくるという取組も評価されるべきではないかというご指摘がありました。具体的にどういうことかと申しますと、例えば訪問診療とか訪問看護、あるいは歯科診療が施設に来てくれるような取組もされており、そこで繋がったいろいろな機関に対して今度は施設の中から外に出て通院するというようなケースも出てきますので、施設の中に入ってくる取組も評価してはいかかという話でした。同じようなことで、ファッションセンターしまむらやユニクロが施設に実際に来てくれて、中で研修をしてくれ、県内の店長全員を呼びましたというお話もありました。そこでいろいろと勉強したことを各地域に持ち帰ってくれるという取組であったというご報告でした。

またそれに関連して、ユニクロさんなどが施設に来てくれるというのは非常にいい取組ではあるけれども、忘れてはいけないのは、移動支援とか生活サポート事業などを使って施設から外出できるようにするというのが本来は当たり前の生活ではないかと。誰でも本当は電車で出かけたい、バスを使って車椅子で出かけるなど、そういう社会を目指すということが本来の姿ではないかというご指摘もありました。またそれに関連して、入所施設にももっとヘルパーの利用を認めるとか、土日の生活介護についてきちんと整理をいただくと、施設は手数が確保できて、そこで暮らす人の生活の質も変わってくるはずだと。そういう意味で外から来てもらうということについても評価をしていく必要があるのではないかというお話でした。

また施設が自治会に入り、以降回覧版に施設の広報を入れさせてもらえるようになり、何回もまわしているうちに、地域の方が野菜を持ってきてくれるようになったなど、交流が広がったと。障害のある方のことや施設について、地域に知ってもらうことが大切だというようなお話もありました。

続いて短期入所の方の受け入れ、医療的ケアについてですが、導尿とか経鼻経管栄養などはちょっと特殊なので、胃瘻とか喀痰吸引と違って本来はなかなか施設でできないと。短期入所の方で、本当は看護師さんがやるようなケアを職員がやらなければいけないということが発生してしまうと受け入れが難しくなるため、もっと訪問看護、訪問介護、訪問リハなどが使えると、短期入所の受け入れも広がるのではないかという御意見がありました。

また医療的ケアの関係で言いますと、コロナ禍によって病院が付き添いの人を受け入れてくれないということがあり、そのために看護師さんがコミュニケーションをうまく取れずに入院中になかなか支援が行き届かず、重度障害の人が非常に苦勞をするということがあったと。同様にコロナに感染した方が気管挿管で入院したんですが、本来3週間は入院をする必要があったところ、コロナ禍のため誰も付き添わせてもらえず、3週間ではなく

1週間後に病院から連絡が来て、意識レベルを戻したら暴れて手に負えないので引き取ってくれという話があったと。このまま病院にいと、両手両足を縛らなくてはいけないというような話で、逆にグループホームに戻しても医療的ケアができないということこそ本来人権問題ではないかというようなやりとりがあったというご報告もありました。

続いて住宅に関することについて、一人暮らしのための地域サービスが必要なのですが、喜んで貸してくれる家主というのはなかなかいないと。特に車椅子の方で介助がいる方は入居を断られる例がほとんどだという御指摘がありました。

療育や放課後デイサービスについてもたくさんの意見をいただきました。まとめますと、いろいろな事業所を転々として、かつ多数の保育所と多数の療育施設を同時に使って、非常に隙間なくサービスを埋めているというケースが大分増えているという御指摘がありました。そのためお母さんが家で子育てをする時間が非常に少なくなってきていて、そのためにお母さんがお子さんの障害の状態について、しっかり理解できていない部分があるんじゃないかと。合理的配慮については、本来は親御さんが外部に対していろいろ働きかけをしなくてはいけないんですけども、親御さん自身がなかなかそのあたりの理解が行き届かなくなっているため、それが難しくなっているのではないかとというような御指摘がありました。

また、特別支援学校を卒業した後の進路を選ぶときのポイントが送迎になってしまっていると。本来は、ご本人、お子さんことを考えて選ぶべきなのが、お母さんたちが働くために送迎があるところを選ぶというようなことが現実になってきているというようなご報告もありました。

この療育の話につきましては教育と一体になりますので、Bグループ、Cグループと分けないで考えたほうがいいのか、チーム間でそれぞれお互いにキャッチボールして連携して進めるべきだというご意見がありました。

最後に社会参加についてです。

発達障害のある人の社会参加については、県でもかなり取り組んでこられていて、クワイエットアワーというような取り組みですとか、映画館でイヤーマフの貸し出しなども行われているというご意見がありました。

それから投票について。例えば施設入所者の投票について、それぞれの施設に任されているという実態があり、施設の中でちゃんと学習会などを行っているか、あるいは自分たちが望む国や県が作られているかということが主張できる仕組みにすることが必要ではないか、また視覚障害の方については郵便投票があまり行うことができないというようなご指摘もありました。

長くなりましたがBグループにおける協議の概要は以上でございます。

(佐藤会長)

ありがとうございました。それではCチームの報告につきまして、小材委員からお願いいたします。

(小材委員)

本日は、グループリーダーの岩崎先生が御欠席されていますので、サブリーダーを務めることになった私が代理で報告させていただきます。

当日は、岩崎委員、万谷委員、田島委員、川津委員、そして他チームから下重委員、荒井委員に参加していただきました。

Cチームは、「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」と「安心・安全な環境整備の推進」の2つの大きな柱があるということで、まずは令和6年度におけるワーキングチームの進め方について話し合いました。

私たちCチームの所掌範囲の中で、協議会の本会議でCチームに関する宿題をいただければ、それについても議論しなければならないのは当然ですが、まずはチームの中で課題を抽出して検討し、次につなげていくよう、皆さんと一緒に議論して、それを担当部署にお尋ねをしてコメントをいただくといった進め方をするということをチームで確認しました。

次に、ワーキングチームの検討課題の1つ目、「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」についてです。

特別支援学校、特別支援学級に通っている児童生徒が、二次障害である強度行動障害になったり、不登校になったりするケースが増えているということ、そしてフリースクールに通うことで、家庭の経済的負担が増えているということが現状として挙げられました。その原因が、教員の専門性や障害に対する理解がないために、児童生徒の特性に配慮した学習環境が整っていない結果として、子どもたちが二次障害を抱えていることは問題であると意見が出ました。

また、交流の場として県が取り組んでいる「県民のつどい」について委員から質問があり、事務局から説明がありました。何が行われているのかというと、小中学生、高校生に障害のある方と触れ合ったことについて作文を書いていたものを表彰、障害者の方たちと触れ合った場面を描いていただいたポスターを表彰する表彰式を開催したり、そのあとで地元の中学生の吹奏楽部の演奏、近隣の特別支援学校の生徒さんの作品展、あとは合唱などの発表など、通常の学級学校と特別支援学校特別支援学級の生徒さんたちによる発表を中心に開催しているとの内容の紹介があり、委員からは表彰や発表も大事ではあるが、もっと具体的な交流が必要なのではないかとの意見が出ました。

別の委員からは交流に関する事例提供として、視覚障害の場合、福祉機器の展示会などがあれば、誘導のサポートを高校生ボランティアをお願いして、会場までのサポートや会場の中も一緒に見るということをしませんが、これをするとかかなり意識が変わると、一緒に何かをやることを取り入れると、かなり効果があるのではないかという事例が挙げられました。

また埼玉県障害者交流センターの行事として、隣にある中学校から毎年1か月間ぐらいメンバーが変わりながら中学生がボランティアで来てくれていて、「これまでは車椅子を押すこともなかったけれど、押すこと覚えたら外でもしてあげたいと思うようになった」という意見も出てきて、やはり高校生や大学生からではなく、小中学生ぐらいからそういったものに参加させることが大事だと思ったという意見や、県庁の「アンテナショップかつぽ」に毎年中学生3人ぐらいが来て、一緒に移動販売をしたり、最重度の車椅子の障害者の食事介助を少しだけやってもらったり、すごくいいことだと思うので、続けていただきたいとの意見も挙げられ、小中学生からのボランティア参加が重要ではないかとの意見が出ました。

また地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の先生方は、例えば、聴覚障害者への対応について、手話、そして手話が難しければ筆談というように、本当にさわりの部分だけを学んでいると思われるため、よくある交流事業みたいなところで一緒になると、特別支援学校と地域の学校との交流の場面で実際にコミュニケーションがとれないとの話がありました。インクルーシブ教育の観点からも、地域の子どもたちとの真の交流をするためには、一般の教員にももっと理解してもらう必要があります、すでに教員の質を向上するための教員研修に関する施策があり、たくさん研修は実施されてはいるが、研修のプログラムなどをもう一度確認して、工夫をしていただく必要があるのではないかという意見がありました。

また、一般の子供たちが障害のある人たちことを理解するのは、やはり早いうちから授業も含めて取り組んでいただきたい、そして授業で伝えるだけではなく、実際の交流を経験してもらって、その成果を「県民のつどい」などで発表してもらおうなど、取組を横断的なものにするのはどうかという意見も出ました。

また視覚障害者のパソコンの使い方は目の見える人のパソコンの使い方とは全く違うため、それを教えられる人材はこの日本国内ではかなり限られていて、視覚障害のある方たちは合理的配慮の提供からも置いていかれてしまっているという現状のお話がありました。例えば、大学でも「うちではどうにもなりませんから、自分で勝手に探して、自分で勝手に勉強して、自分で勝手についてきてください」と言われるなど、合理的配慮に取り組むことになっても、そのような反応である上に、そもそも教えられる人材がいないために困っているとのことでした。職業に就くにしても、大学に進学するにしても、相応のスキルでパソコンを使えないと厳しいという現実があるため、盲学校の高等部できちんとITの授業を持っているところでないといけないと難しいと、視覚障害のある方たちの教育現場における課題も語られました。

そして岩崎リーダーからは、障害者差別解消法は罰則が緩いこともあり、なかなか実態を伴わない面があるが、様々な事業をやっている方たちに理解を求めていくためのツールとして、これまでにない法律ではないかと考えていること、従来の障害福祉の関連法は結局当事者の人達にしか関係がない法律だと思われているが、皆さんもっと社会と関わりたいと思っているし、関わって欲しいと思ってる一般の方もいると思うので、そういうところで差別解消法を上手く活用できないか、との意見をいただきました。

そして検討課題の2つ目、「安心・安全な環境整備の推進」についてです。

能登半島地震のときの視覚障害被災者の支援についてお話がありました。視覚障害者には、どこかで大きな災害があったときに、そこに視覚障害者の専門家が駆けつけて支援をする仕組みがあるそうです。しかし、能登半島地震の際、そのチームが現地に入ったところ、県の視覚障害当事者団体から支援を止められ、行政側もその団体がそう言っているんだったらと言って支援を止めてしまうということが起きたというお話を伺いました。視覚障害者の8割は大人になってから視覚障害になっている方であり、そういう方たちには、視覚障害の専門家の支援が必要だという基本的なことが、県の視覚障害者団体も、県も、理解をしていなかったということが背景にあったというお話でした。

平常時に災害が起こったときの対応を県で決めておくと、今回のような大混乱がなくなるという提案が1つ。

もう1つは、災害が起こったときに、災害対策本部が設置される際、障害のある人のことがわかるメンバーを入れていただきたいという提案がありました。

聴覚障害のある委員からは、現在の避難所の運営に関しては、障害特性によってそれぞれの課題があると思うが、当事者の意見をまず聞いて、それぞれに合ったものを整備していくことが必要であるという提案がありました。

時間の制約もあったため、「安心・安全な環境整備の推進」については、これぐらいしか話ができませんでしたが、岩崎リーダーからは、大柱を横断する課題について、今後どうやって計画に盛り込めばいいかということ、これを機会に少し議論した方がいいのではないか、またインクルーシブ教育の問題についても、県だけの問題ではなくて、政府の姿勢というのが国際的にすごく批判をされてるため、国の動向も見ていかなければならないというお話もありました。

報告につきましては以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。各ワーキングチームから検討状況の報告をいただきました。それでは、意見交換に入っていきたいと思います。確認のための質問ですとか、ご意見、ご要望、そうしたものを皆さんと共有をして、今後のワーキングチームでさらに検討をしていきたいと思います。

いま聞いただけでも、全体的な共通事項として医学モデルから社会モデルへの移行などは、一般の方にはなかなか理解が進んでいない現状もあると思いますので、そういったことですか、例えば、療育やインクルーシブ教育に関する事項、障害者差別解消法と合理的配慮を踏まえた当事者が主体となる取組など、各チームに関連してくる共通項もありました。皆さんの所属チーム以外のチームからの報告について、ご意見、ご質問、ご要望等を出していただければと思います。

(下重委員)

チーム毎に分けて質問をした方がいいのか、一緒にまとめて質問した方がいいのか、どちらでしょうか。

(佐藤会長)

どのチームへのご意見、ご質問なのかを仰っていただく形でよろしいでしょうか。

(下重委員)

分かりました。Aチームの会議メモの5ページ、共に育ち、共に学ぶ教育の推進に関して、石橋委員が新座市の取組のことを仰っていますが、どのような取組なのか教えてください。

(佐藤会長)

石橋委員は私の話を受けて言及してくださってるので、私からお答えします。

自治体においてはどちらかというと、少し障害があるかもしれないような方に対しては、就学時に通常学級ではなく特別支援教育の紹介に流れやすいところがあると思います。

私の大学が新座市にありますが、新座市教育委員会では、本年度から、その選択を本人や保護者が考えて希望し、それを受けとめられるような体制にしていこうと取り組んでいます。新座市教育委員会のホームページでも公表されていますので、ご確認いただければと思います。

そうした取組は全国的にもまだ多いとは言えない状況ですし、埼玉県内でもまだ少し難しい状況かもしれませんが、そうしたことに取り組んでいる自治体もあるということを示させていただいたものです。

(川津委員)

Aチームからの報告に対して質問します。5ページの最初のところです。報告の中で、県内の学校では、先生から子供たちに対して障害者差別解消法、合理的配慮などについて話をしているが、子供たちはまだ理解が足りないというようなお話があったかと思います。それは先生たちの説明が足りないのか、子供たちの理解が足りないのか、そのあたりが少し曖昧な感じがしました。毎年、先生たちも研修を受けますと思いますが、障害者差別解消法などの研修をきちんと受けているか、それを子供たちにきちんと伝えられているか、子供たちにとっても、共生社会の実現にとっても大切なことだと思います。聞こえない人も補聴器がある人ばかりではなく、ろうの子どもたちもいます。耳が聞こえないと言っても、そこが子供たちにはピンとこないあたりで、聞こえない人に関しての理解はまだ進んでいないかと思っています。車椅子については分かっても、手話は単純に楽しんで覚えてしまっていて、楽しむだけでいいのかというところ。聞こえないというだけではなく、その理解を深めていく教育。そのあたりがどうなのかというところも、教育委員会とのパイプをきちんと持っていただき、合理的配慮についてきちんと学んでいって欲しいと思います。体験学習の中に、そのようなところをしっかりと含めていただくのが大事ではないかなと思います。併せて質問と意見でお願いしたいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。以前、県教育局にもAチームなどへの参加を呼びかけて、事務局にも骨を折っていただいたのですが、なかなか来ていただけることは叶わず、質問があれば文書でいただきたいといったやりとりで留まっていて、十分な確認ができていないというところがあります。そこが実際に壁でもあり、第8期計画の策定に向けては、特別支援教育の関係とともに義務教育課程についても教育関係部局に関わってもらわなければ、インクルーシブ教育をはじめとする教育関連施策の進みが遅くなってしまいかねませんが、現状では教育関連でAチームとCチームで共通する課題を持っていることがわかったというところです。

私の認識の範囲内でお話させていただきますので、やや私の主観的な捉え方での発言になってしまいますので、お許しいただきたいと思います。

県が作っている「心のバリアフリーハンドブック」もそうですが、学校の中でも、ちょうど2020東京オリンピック・パラリンピックが開催される時期に、心のバリアフリーについて学習指導要領の中で学ぶ機会を作るといったことが謳われてきていたと思います。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供という背景にも立っていますから、おそらく教職員に向けた研修なども進められてきているとは思いますが、なかなか全体に行き渡っている訳ではないと思いますし、一般行政職の中でもあまり認識をされてない方もあるのではないかと思います。

いろいろな法令や制度に関する文書や資料が発出されていますが、それを意識的に見ているかどうかということもありますし、その研修が必須科目となっているかどうかというところ、そのあたりは難しい面もあるかなとも思います。また、学校の先生方に研修を受講するための十分な時間が取れているかどうかという点でも、少し難しいところがあるかも

しれません。市町村の社会福祉協議会が、福祉教育研修として学校関係者を集めて研修の機会を作っていたりしますので、そうしたところでは合理的配慮や障害理解を促進する機会はつくられています。以上のように全て徹底されている現状ではないということは推察できると思います。

以上は私の目を通したものになりますので、少し幅を持って聞いていただければと思います。

そうした現状もあることから、おそらく川津委員も先ほどの意見をおっしゃったのだと思います。

誤解や悪気のない偏見といったものを私の方でステレオタイプと表現しましたが、そうしたことを一つ一つなくしていくためには、やはり障害のある方と直接触れ合う体験のようなものが必要になりますし、同時に障害理解のために学習していくことも必要だと思います。学校の中では、総合的な学習の時間で扱われたりすることもあります。それがすべてという訳ではありませんし、あとは教職員の養成育成においても介護等の体験というものがある。教員になる方も福祉的な体験をするということが今は行われるようになっていますが、こうした障害理解のための学習を教育の中で十分にやれているかという点、特別支援教育の課程を修了している方以外は、十分とは言えない現状もあるのではないかと認識しています。

あくまで私の認識の範囲内でお話しましたが、よろしいでしょうか。

(小材委員)

先ほどの関連の話になりますが、毎年9月になって、通常の学級の子供たちがちょうど来年の進路を考える時に、学校から特別支援学級に行った方がいいんじゃないかという声掛けが非常に多くなります。あと夏休みが入るので、学校に行きたくないと言って不登校になる子供が多くなります。それはなぜかという点と学校がしんどいからなんですよ。何故しんどいかという点、合理的配慮がなされていないからなんです。

今のお話を聞いていて、私たちの子どもは普通の学校にいる子供もたくさんいますので、やはりこの会議に市町村教育委員会を所管する部局の先生方にも出席していただかないと、合理的配慮について現場の先生たちが理解できないことになってしまいます。そして、子供たちは、自分の持つ特性に対しての配慮を知る機会が無くなりますので、この協議会の構成メンバーのことも含めてちょっと考えたほうがいいのかと思います。

教育では、合理的配慮に取り組みなさいと随分前から言われているんですけども、それがいまだに全く取り組めていない。いまだに特別扱いができないとか、このハンドブックにもありますけれども、言ってはいけないような言葉をどんどん現場で言っているんですよ。やはりそれは先生方がご存じないからだと思うんです。

せっかく彩の国いろどりライブラリーもできたことですし、これを活用して市町村教育委員会や通常の学校の先生たちに学んでいただけたらいいのかなと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。インクルーシブ教育に関してはAチームとCチームに共通するテーマになりますし、委員全員にとってもやはりこの部分がとても重要であるということの確認にもなっていますがいかがでしょうか。そのほかBチーム、Cチームの報告に関するご意見でも構いませんので、お願いしたいと思います。

(山中委員)

「県民のつどい」に関する話の中で、少し違和感を覚えたことがありました。子供たちに体験のことについて感想文を書かせてそれを表彰するとか、何かそういった発想はインクルーシブ教育と相反するんじゃないかなと思います。そういった発想が出てくることそのものに何かすごく違和感があるというか、子供たちに向けて、いい作文を書いたら表彰されると言ったら、これは書いちゃいけないこと、思っているんだけど書いちゃいけないこと、これは模範的なことだから書いていいこと、そういった意識を逆に植え付ける場にもなるのかなと思います。障害に対する理解を深めるというのは、行きつつ戻りつつで時間がかかることですね。相手を傷つけてしまったり自分も傷つきながらというところもありますから、そういう形じゃなくて、もう少し別の形の触れ合いがあるんじゃないかなと思います。

もう一つ小材委員さんのお話の中で、精神障害者の家族とも重なるといった部分があります。親が子供に対して理解が不十分になってしまっているという意見、それは精神障害の場合でもそういうことがあるんですね。昔は支援が何もなかったため、親が一生懸命に家族会を作って、自分たちで勉強して、子供を理解して、社会に訴えてというのがあったと思うんですけど、現在はある程度その支援の窓口ができていて、作業所などもできているとなると、あとは市に相談して、ある程度生活の形ができてしまえば、それでおしまいになります。それ以上にその子供を理解しようとか、その障害に対する理解を深めようとか、本来はそれでおしまいでは決してないんですけども、結局そういった社会的な支援が整えば整うほど、親が手を放してしまうところをどう考えたらいいのかなと思うんですけども、やはり私は教育、本当に教育が必要で、小さいときから親子も含めてそういう教育をしていけば、もっと違う結果が出てくるのかなと思います。もう少し息の長い取組で、教育現場の人にも是非考えていただきたいと思いました。

(東海林委員)

Aチームの報告について、これは意見として聞いていただきたいんですけど、先ほどから学校教育における重要性がいろいろと論じられていて、今の子供たちに若いうちから教育するということはもちろん大事なのですが、今現在、企業で働いている障害難病の方に対してどのように配慮していくのかということ、企業の研修で教育していくことも必要だと思います。

ただ、それができる人材が企業にいるのか、学校教育でさえいないのに、まずその教育をする人材を育てることをしないと、絵に描いた餅になってしまうと思います。企業で働く障害難病の方のために、企業に出向いて社員研修などで障害のことや合理的配慮の提供について教育を行うことのできる人材を育成して派遣する取組を行い、それをアピールしていくことが重要なのではないかなと思います。

(佐藤会長)

県には県政出前講座などの取組もありますから、それをどうやって十分に周知していくのかということも課題になると思います。

(事務局)

なかなか人材の育成というところは難しいんですけども、県政出前講座は随時対応させていただいておりますし、事業者向けの説明会も県が機会を設けて事業者の参加を呼び

掛ける形で毎年行っております。特に今年度は民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたところですので、事業者に対しては計画的に合理的配慮に関する説明をしていく予定ですが、なかなか個別の企業の研修に足を運んでというのは、職員だけでやっているところもあって人間的な面で対応が難しいところではありますので、地道な形で継続していく中で少し幅が広げられればいいのかと思います。職員の中で対応できる者を増やすとか、そういった方法も考えていければと思います。

(佐藤会長)

警察や銀行では、接した人が知的障害のある方であったり、あるいは認知症の方であったりと、対応などを理解しておいた方がよいと、市町村の社会福祉協議会が、こうした要望に応じて研修を行なっていることを聞いています。

ただ、いずれも要望があれば受けるという形になりますし、おそらく企業などは、法定雇用率のことがあるため、障害がある方を採用してジョブコーチが入りながら社員の理解を進めるということをしているところもあると思いますが、そうした取組を進めていくことが体制的にまだまだできてないため、本県では一つの入口として「彩の国いろどりライブラリー」を立ち上げ、今のようなご意見なども反映しながら、内容を充実させていくことは一つあるのではないかなと思います。ご意見ありがとうございました。

(荒井委員)

Cチームの災害時の被災障害者支援のところ、Bチームにも大きく関連するのではないかと思います。

今、課題となっていることが大きく分けて3つあります。

1つ目は、発災の後にどのように支援をするかということが協議されるため、大変混乱して時間もかかり、手続きも遅くなってしまうというのが第1点です。

2つ目が、被災している視覚障害者がどこにいるのかが分からなくて、なかなか支援にたどり着けないという課題があります。

3つ目が、これはBチームにも関わってくるんですけども、多くの視覚障害者、特にロービジョンの方で途中で視覚障害になられた方、視覚障害者のたぶん8割ぐらいを占めると思いますが、必要な福祉サービスに繋がるのに大変時間がかかっています。日本視覚障害者団体連合会の調査によりますと、障害者手帳を取ってから福祉サービスに繋がるまでの平均時間が5年半かかっています。眼科の医師の中にも、手帳の1級、2級を取らないと十分な支援が受けられないので、3級から6級を取っても意味がないというご認識の方がかなりいらっしゃって、そのため診断書を書いていただけないというケースも聞いたことがあります。そのように福祉サービスを知らず、日常生活用具を知らず、補装具を知らない人たちが被災してしまった場合に、専門家の支援が遅れば遅れるほど、大変悲惨な結果を招いてしまいます。

先ほどのCチームの報告にもありましたとおり、障害種別ごとに被災障害者の支援を行っている専門家の全国組織があるかと思います。そこと平時のうちに協議をして、災害が起こった際にスムーズに支援ができる体制を構築することが非常に重要であり、必須であると私は考えています。

誤解のないように申し上げますが、私が申し上げていることは、障害者手帳を持っている視覚障害者の情報開示をしてくださいという提案ではありません。私が提案したいことは、平時のときにしかるべき専門家の団体と協議をして、発災時にスムーズに支援に入れ

る体制を作っていたきたいということです。その方法は専門家の方々と埼玉県に委ねます。

(佐藤会長)

避難行動要支援者の名簿の作成などは、福祉施策になりますか、それとも違う部署になりますか。

(事務局)

避難行動要支援者名簿は市町村が作成しています。県で所管している部署は危機管理防災部になりますが、いまの新井委員のお話や、能登半島地震を受けて団体からの要望などにもある話になりますので、危機管理防災部と福祉部で連携して、情報開示の方法、平時からの連携の準備、発災時のスムーズな支援を行えるような体制づくりなどについて、どのような形で進めていくのか、話し合いを少し始めたところではあります。

これらについては、今後、市町村に働き掛けていくことになりますが、市町村によっては避難行動要支援者名簿を備えきれてないところもありますので、まずは備えていただくことの働きかけと、発災の時にどのような形で障害者団体や支援団体に出していけるかといった体制づくりなど、そうした仕組みを含めて平時から準備していただけるように、今後の話になりますが、なるべく機会をとらえて市町村に話をしていきたいということで、少しずつそういう取組も進めていければと考えているところです。

(佐藤会長)

数年前の法改正により個別避難計画を立てることとされましたが、それらの情報がどのように市町村で取り扱われるのか、そういった情報を預かる方が民生委員・児童委員さんだったりすると守秘義務をお持ちでもあるため、どのように情報を取り扱うかということも次の課題としてあるということになります。その重要性が今のお話の中で確認されたということです。

(松本委員)

相談支援をしている経験から、私は通常学級に行っている発達障害の子の相談とか、あと就労していない発達障害の青年の支援をしていますけれども、実は共通する問題があって、インクルーシブとか合理的配慮について、総論は賛成っぽく言うわけです。ところが各論になると、具体的な支援とか方法論についてのスーパーバイズもないため、学校も会社も一生懸命やってるんだという逃げ道と、あとはパニックを起こすからという理由が出てきてしまって、私から見ればパニックを起こさせているんでしょうということになります。そこがなかなか通じない。あと、私が支援している青年から学んだんですけど、何故できない、本当はできるのにどうしてやらないと言われ続けてずっと苦しかった、誰も一緒にそれを考えてくれませんでしたと言われたときに、もう胸が痛かったんですね。小学校の彼についても、私が学校に呼ばれて行った時に、校長をはじめ教員たちが口を揃えて言ったのが、短時間でみんなと同じように授業を受けられる子になってくれないと困ると。担任の若い男の先生に、先生は彼のいいところはどこだと思うかと聞いたら、自分は彼が暴れたときに抑える係なのでわかりませんという答えが返ってきて、これが現実なんです。「悪意のない間違い」というのは本当に難しいと思いました。自分たちが間違っていることに気付いていなくて、その結果として排除してしまったり傷付けたりしてから

の話になってしまうと。

どうしたら日常的に手が打てるようになるのか、どうしたらいいのか私も実はわからなくて、ただ現実として、そういう中で傷付いてしまったり、他の人の迷惑だからということで排除されていってしまうとということを、どう考えたらいいのか、今悩んでいるところです。

(小材委員)

私は発達障害のある人たちとずっと関わっていますが、子供のそばにいて、こういうふうにしたらどう、こういうふう工夫してごらん、周囲の人たちに、こういうふうに関わってくださいと、ずっといえるのはやはり親だと思うんです。

でも、その親御さんが今、子供と過ごす時間がほとんどないんですよ。毎日、学校が終わって放デイ行って家に帰ってくるのが夕方6時とかで、そうすると夕飯食べてお風呂入って寝るだけ。朝になってスクールバスに乗せてしまえば、もうそこに子どもは居ない。

そうになってしまうと、子どもが困ったときに親に助けてもらいたいけど助けてもらえない。先ほど松本委員もおっしゃっていた誰も一緒に考えてくれなかったということになってしまう。せめて親御さんが一緒に考えてあげれば、そうはなっていないと思うんです。

やはり私たちの子どもは子育てが本当に難しいんです。見え方、聞こえ方、感じ方、理解の仕方が一人ひとり違うので。でも早期発見・早期療育と言われて、そういうときにたぶん支援者の方、ここにいらっしゃる方もそうかもしれませんけど、子どもを何とかしたいと思ってしまいますよね。違うんです。親の考え方とか、障害に対する考え方とか、子供の特性を知るとか、子供の育ちを知るとか、親の気持ちに寄り添って親が自信を持って子育てに向かえるように支えるということが早期発見・早期療育の大事なところだと思うんですけど、どうしても子供を変えたいということが先になります。親御さんもやっぱり検診や学校で指摘されるので、周りのクラスメートと違うから何とか近づけさせたいと子供に努力を強いるわけですよ。そうするとそれは「医学モデル」の考え方なんです。こうなってるのは君のせいだから、君が努力をすれば何とかなるよと。周りに追いつかせようという思い、それは親心でもあるんですけど、特性やそれに配慮した有効な支援を理解してないので、先ほど松本委員がおっしゃった「悪意のない優しさ」の結果、子供たちが苦しんでいるんです。

私たちが活動してるのは、親御さんに子供と過ごしていて楽しいとか、子供がかわいいとか、そう思って欲しくて一生懸命に活動させていただいてるんですけども、親御さんの相談内容を見ると、もう子供がかわいくないことのオンパレードなんですよ。それを見るとすごく切なくなります。子どもに言ってもわからない。声の調節が効かなくて恥ずかしいとか、それはことばで子どもに伝えているだけだからわからないでしょうと私たちは上手く行かない原因が分かります。目で見てわかるもので本人に理解できるように伝えるようにするとか、声の大きさを教えたと言っても、どれぐらいがちょうどいい大きさだと教えましたかといったことがあるんですけど、親御さんはやはり自分が教えていない結果として子供はこうなっていることに気付かない。それは、親御さんがお子さんの持つ特性や育ちをわかっていないから、要は学んでないからなんです。

同じことが学校の先生にも言えて、松本委員の話にあった、この子のいいところはどこかと言われたときに、答えられない事実ショックを受けてくれればいいんですけど、そう思わずに、「いや、だってこの子はこんなだから」となってしまうと、本当にその子にとっては辛いだけになってしまいます。せめて家族がちゃんとその子を守ってあげればいい

のにと思います。

だから、何か方向性が違っている。ずっと医学モデルでの考え方が長かったじゃないですか。現在では日本国内でも社会モデルでの捉え方で取り組むことになっています。私たちの子どもは環境が整うと、障害を持っていても環境が整うとその障害が目立たなくなるのです。自分の特性に配慮された支援を受けていると子供自身の自己理解が進み、自分はこのように苦手だけれど、こういう工夫をすれば自分は仕事ができると理解でき、自信を持って社会に出れるんですけど、特性に配慮した支援を受けながら学ぶということを学齢期で経験できないまま社会に出しまうと、上手くいかないということになるんですよ。

やはりアプローチの仕方を少し変えないと危険な時代になっているなというのはすごく感じるところです。

(羽生田委員)

今の小材委員の話の続きになりますが、乳幼児の通所のところに株式会社はかなり参入してきていて、ここ何年かでかなりの量になってると思うんですね。

法律が変わって、子供の第一義的責任が親にあると明記されたのはいいんですけども、本当に行政の支援が全然関わらないところで、親たちが本当に右往左往、四苦八苦しながら子育てしてるような状態だと思うんです。

ですので、これからの障害者計画を考えていくに当たって、児童発達支援センターなり児童発達支援事業にどういうふうに入っていくかというのは、かなりの課題になるんじゃないかと思うんですね。今回の報酬改定でも、児童発達支援センターが中心になって療育の視点で支援していくというようなことが出てきていますが、きちんとやれるかどうかというのは、やはりちゃんと見ていかなければならない部分だと思うんです。

やはり乳幼児期にしっかり人間形成されていかないと、そのあとどんなふうになっていくかっていうのは、親も子もこれから不安でしょうがない状態だと思うんです。

ですので、第8期計画の中に、放デイもそうですが、通所事業などをどうやってきちんと見ていくか、監査していくかということもやっぱり入れていった方がいいんじゃないかなって思います。

(荒井委員)

今、医学モデルの限界が見えてきたというようなお話と受けとめたのですが、私もBチームで議論をしていて、まさにそのように思いました。議論していてわかったことは、障害種別にかかわらず、障害者手帳の等級と支援の難易度との間には相関関係がないということです。それがわかったことがすごく感動的でした。

例えば、ロービジョンの場合なんですが、よく失明された方にお聞きすると、障害者手帳3級4級の頃が一番辛かったっておっしゃるんですね。その頃になると、視覚を使って1人で歩くことが、かなり難しくなってくるんです。でも1級2級の方のような手厚い支援はありません。先ほどお話したように、眼科の先生の中には3級から6級の手帳を取っても意味がないと言って診断書を出してくださらない先生もいるので、福祉サービスがあることも知らなければ、相談支援があることも知らないんです。これは本当の話なんですけど、雨傘を白杖がわりにして歩いたとか、あと階段から落ちたり、ホームから転落しそうになったとか、そういう話は、実は3級4級の方の間でとてもよく聞く話なんですね。

なので、医学モデルから社会モデルというか、この分野だとたぶん国際機能分類の考え

方でもいいんでしょうか、医学モデルの限界はきているというふうに思います。

あともう1つ、選挙と情報アクセシビリティについて発言したいんですが、多分この話題の後の方がよいかと思いますので、お声掛けいただけたらありがたいです。

(下重委員)

グループホームのことです。最近NHKの番組で、営利企業の不正により100か所のグループホームが事業停止になったと報道していたと思いますが、そういう利益を目的とした団体に対して、埼玉県の方でもやはりきちんと監査を行っていくようにしてもらいたいです。いつ監査がありますと事業者には伝えますが、やはり事前に用意をしてしまうんですよ。これだけちゃんとやっていますよと用意をしてしまうというのは、ありがちなことだと思います。いつ監査が来るのか分からなければ、普段からきちんとした運営になりますし、結局それが私たち障害者のためにもなると思います。テレビを見た限りでは、そのグループホームの利用者は本当に酷い生活をしていて、悲しく思いました。

また、入所施設のことになりますが、移動支援とか生活サポート事業を使って入所施設の利用者も外出ができるのか埼玉県の方にお聞きしたい。本当に県単事業は大切なんです。

あと、重度障害者のための全身性障害者介助人派遣事業があって、ふじみ野市の筋ジスの重度の車椅子の方が、それを使って大学に通学しているという事例もあります。県単事業は大切な制度だと私は思います。重度しか使えませんが、もっと広く使えればいいと思います。

(下重委員介助者の補足)

全身性介助人派遣事業と生活サポート事業、これは県単事業ということで、下重のように一人暮らしをしている人たちや、ふじみ野市在住の大学生が大学に通うときの介助にその2つの県単事業を使っています。そういった県単事業は、埼玉県の自立生活をしている人たち、それを目指している人たちの支えになっているものなので、もっと大切に使って欲しい、維持して欲しい。

それから全身性派遣介助員派遣事業に関しては、県単事業ということで、介助人の資格を問わないんですね。重度障害の人にしか適用されていませんが、ある市では、その他に市長が必要と認めるものという付帯事項をつけて市単事業として、学生の介助などに派遣してる市もあるんですけども、そうしたインクルーシブな教育、インクルーシブな暮らしという部分を支えるのに非常に重要になっている一方で、県単事業を減らそうという傾向が、このところ少しあるので、ぜひ埼玉県は維持して欲しいんだということです。

(遅塚委員)

下重委員の意見はそうですが、下重委員から県への質問が一つありました。移動支援と生活サポート事業は入所施設で使えるのかを県に聞きたいとおっしゃっていたので、それをまず県に聞かないといけないと思います。

(事務局)

障害者支援課 地域生活支援担当でございます。生活サポート事業につきましては、法定サービスで賄えない部分について、その隙間を埋めるような形でご利用いただいているかと思いますが、原則といたしましては、施設からの通院などに関しましては、施設におけ

るサービスとして実施するということが本来でございますので、生活サポート事業につきましては、例えばグループホームからの通院とかであれば利用可能だと思いますが、施設からの通院や外出などにつきましては、その施設のサービスを使っただけというのが原則になっているかと思えます。

また、移動支援事業につきましては、市町村において要綱等を定めているかと思うんですけども、市町村において施設からの外出の際に移動支援が使えるということをもし定めてあれば別ですが、やはり施設からの移動に関しましては、その施設に入所する際にどういったサービスがあるかを確認した上で入所していただいていると思えますので、原則はその施設のサービスの中でやっていただくということになるかと思えます。

(下重委員)

昔、ふじみ野市で、入所施設の利用者が外出したいということで、移動支援とか生活サポート事業を使ってサービスをしたことがあるんですね。今でもそれができるのかどうかということをお聞きしたかったんですね。そうでないと入所施設の利用者は出かけることができないんですね。

(遅塚委員)

昔は、入所施設におけるサービスと在宅施策と二元論的に分かれていたので、施設に入所すると一切の在宅サービスは使えないってということで、ある意味はつきりしていたんですけども、現在の障害者総合支援法になって以来、やはりその区分をちゃんと検討しなきゃいけないかなという話が前回のBチームでも少し出ていて、今は一定のサービスまでは施設の義務としてやるけれども、それ以外の様々な社会参加的な外出というものは施設の必須サービスでないから、例えば私費で連れて行ってもらうってか、いろいろと出てきているという気がしていて、例えば選挙に行きたいというのは基本的人権だから、入所施設が保障すべきなのか、それとも地域の市町村が保障すべきなのかというのが、細かいところまで考えていくと、どうも決まってないことが多いような気がしています。

今の下重委員のご質問にもありましたけれども、施設サービスと在宅サービスで一律二元論的に駄目って部分がだんだん今は難しくなっていて、施設で義務になっていない部分は、ひょっとすると施設外のサービスとして外から変えるという考え方もできるようになってきているんじゃないかなという気がしているので、そういう再整理というのも、この場では無理だと思いますが、1つ課題として置いておいていただければよろしいのかなと思いました。

(羽生田委員)

入所施設の利用者が高齢化・重度化していく中で、医療が必要になってくる方が大勢いるんですね。これまでは施設の職員たちが何とか支えてたんですけども、やはり本当に医療が必要になったときに、その地域の医療が施設に入り込めるかどうかというところがかなり大きな課題になってきていると思うんですけども、その辺はこれからどのように考えていったらよろしいのでしょうか。国も入所施設のあり方検討会の中で、入所施設における医療的ケアのことについてこれから検討されていくと思いますが、そのあたりのことを埼玉県としてもはっきりさせたいと思うんですけども、どう考えたらよろしいでしょうか。

(事務局)

障害者支援課の千葉と申します。ご質問に沿った答えになっているかどうか分かりませんが現状についてお伝えします。

入所施設も含めて、利用者をお預かりする施設においては、必ず提携する医療機関を指定申請のときに決めていただくことになっております。常時来てくれるとかそういうことではないんですけれども、いろいろな医療的な判断などについては、まず一次的に提携医療機関に相談していただくこととなります。場合によっては入院まで検討することになっていきますので、まずは提携医療機関にご相談いただき、もちろんその症状とか状態にもよりますが、その施設の中で対応できるレベルなのかそうでないのかも含めて協議で決めていただくこととなります。

ただ、施設の中に入るその度合いについては、現状ではできることとできないことはありますが、できることの中で何ができるかを提携医療機関にご相談いただくという流れになるかと思えます。

(羽生田委員)

施設の中に医療機関が入ってどのようなことができるかっていうところは、施設と医療機関の連携の中で相談しながら決めていけばいいということですか。

(事務局)

基本的にはできないことの方が多いとは思いますが。ただ、例えば直接治療しなくてもアドバイスのものをいただくとか、そういった意味で提携医療機関というのはございますので、なるべくご相談していただき、現行制度の中でできる範囲でご検討いただければと思います。

(植村委員)

今の羽生田委員の話の続きになります。私の施設は蓮田市にあるんですけれども、提携病院は蓮田市内にあります。実際に専門機関が必要な入所者は小平市まで受診しに行きます。そうすると朝 10 時に出て帰ってくるのが夕方になったりするんですね。そういう入所者が何人もいるということが今の話に関係するのかなということと、通院支援加算というのがありますが、1 回につき幾らということになっています。700 円ぐらいだったと思うんですけれども、このあいだ県に入退院や健康診断が通院支援加算の対象になりますかと聞いたところ、各自治体に聞いてくださいという回答がありました。健康診断については対象にはなりませんというふうに言われてたんですけれども、それが 1 つです。

あともう一つは、私の施設の近隣にある黒浜南小学校の校長先生がフットワークが軽い方で、20 年後の蓮田市をプロデュースしようという企画を昨年から作っていて、福祉施設や自治会の会長や近隣の人たちを巻き込んで、子供たちにとって 20 年後の蓮田市をもっとよくしようと人を集めているんですね。ところが、その校長先生は来年転勤するから今年で最後なんだということになっていて、こういうプロジェクトを今後、誰がどうやって継続していくのかなということが問題になっていて、施設にも近隣の先生たちが研修に来るんですけれども、次の年には来なくなったり、転勤とかもあるんでしょうけれども、取組が積み重なっていかないというのが少し最近傾向としてあるなと思っています。

(佐藤会長)

いろいろなお話をいただきました。ありがとうございます。荒井委員、先ほど情報アクセシビリティのことで少しとおっしゃっていましたが、それを最後にして「4 その他」に移らせていただきたいと思いますのでお願いします。

(荒井委員)

視覚障害者の選挙の課題というのは2つありまして、投票所に行くことが難しいということと、選挙公報を目の見える人たちと同じタイミングで読むことが難しいということです。

先ほどの郵便投票のことなんですけれども、視覚障害を理由に郵便投票を使うことは今のところできません。投票したいと思っても、投票日に同行援護のガイドさんや誰か一緒に行ってくくださる方が見つからないと、投票できないということがかなり多く起こっています。

それから、最近は選挙公報を従来の点字版やデジ版の他に、アクセシブルPDFファイルという形でウェブサイト上に掲載するという方法を国や県レベルまでは行っていますが、市町村ではほとんど行われていない模様です。アクセシブルPDFファイルが公開されているサイトが見つげにくいことと、読ませてみるとスムーズな日本語やきちんとした順番で読み上げるような作りになっていないものが非常に多いですね。

おそらく、選挙管理委員会で候補者に対してどういうふうにアクセシブルPDFファイルを作ったらいいのかということの説明があまりできていないのではないかと思います、そういうファイルが非常に多いです。

東京都の選挙管理委員会ではそのあたりをかなり詳しく説明していて、候補者の方たちに対してこういうことに気をつけてくださいねということをお示ししているようで、これは障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第5条の事業者の責務というところをたぶん意識されているのではないかと個人的に見ています。候補者の方々が発注する選挙公報を作る民間の会社の人たちは、ほとんどが情報アクセシビリティのことを知らないので、きっとそれを意識してのことだと思います。

ですので、やはり埼玉県においては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえたウェブサイトやPDFファイルのアクセシビリティ、これも中途の視覚障害者やロービジョン者への配慮のところ課題になろうかと思っています。

(佐藤会長)

事務局の方では今の意見について何かございますか。

(事務局)

いまのご意見につきましては、県の選挙管理委員会があります市町村課の方に伝えたいと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございます。それでは皆さんよろしいでしょうか。今回確認されたことを、次回のワーキングチームで確認していただき、協議に生かしていただきたいと思います。

最後に、次第4「その他」について、事務局から説明願います。

< 4. その他 >

(事務局)

次第「4 その他」につきましては、報告事項などになります。次第では、彩の国いろどりライブラリー、今後の開催スケジュールの2点を記載させていただいておりますが、その前に、第1回協議会でいただいておりますモニタリング用資料1-1の内容に関する御質問などにつきまして回答させていただきたいと思っております。

まず、施策番号234の発達障害総合支援センターの相談受付に関して、小材委員から頂いた御質問につきまして回答します。

発達障害総合支援センターは御家族からの相談は受けませんといわれているにもかかわらず、相談支援という言葉が載っており、839件という件数が載っていると、家族からの相談を受けないのになぜこの件数が載っているのかということでしたが、改めてお答え申し上げます。発達障害総合支援センターは、御家族からの相談を受けておりますので、この相談支援839件というのは、御家族からの相談も含めた件数ということになります。発達障害総合支援センターは18才以下の発達障害児とその御家族からの相談を受けることになっておりますので、特に未就学児や小学生ですと、ご本人が相談するということが無理ですので、そういった場合はほとんどが御家族からの相談ということになります。それらを含めて、全体で839件ということになっております。

続きまして、施策番号303の災害拠点精神科病院の指定の状況について、山中委員から頂いた御意見、御質問などについて回答します。

いただいた御意見については、担当課である疾病対策課に伝えてあります。また、指定の見直しについては、昨年度から特に状況に変化はないとのことでしたが、もちろん話がなくなってしまったわけではなく、今年度から始まっている第8次地域保健医療計画の中にも、「本県には災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う災害拠点精神科病院がないことから、今後指定に向けた調整を行う必要があります。」とあり、担当課としては必要な調整を病院側と続けていきたいとのことでした。

続きまして、施策番号315、感染症発生時に市町村及び関係団体と連携し、感染症発生時の支援・応援体制の構築に関する施策の予算額の確認について、東海林委員から金額が大きすぎないかとの質問があったものですが、確認したところ、資料に記載されている「新型コロナウイルス感染症対策事業費」の予算額は、1,279億7万円で間違いありませんでした。資料1-1に記載されている事業の以外の事業も含めた予算総額を記入したものです。

最後に、計画に掲載されている施策について、手帳の3級から6級のロービジョンの方が利用できるものを示して欲しいとの荒井委員からの御要望についてですが、来月のワーキングチームに合わせてご提供できるように作業をしているところです。

続きまして、次第に記載されております彩の国いろどりライブラリーに関する報告になります。参考資料1を御覧ください。

この資料は、先週金曜日の午前11時に、埼玉県ホームページのトップページにある「県政ニュース」にアップされました彩の国いろどりライブラリーの報道発表資料になります。同時にライブラリーのホームページ本体も公開し、ようやく運用を開始することができました。今後は県内関係各所への案内周知も着実に進めていく予定です。

実現に向けて、これまで委員の皆様には、様々な御意見をいただきました。改めてお礼申し上げますとともに、今後は運用を続けながら、継続的に検討を続ける必要がある事項

につきまして、引き続き皆様のお力をお借りできればと存じます。よろしくお願い申し上げます。

最後に、今後の本協議会の開催スケジュールについては参考資料として配布させていただいておりますので、各自で確認をお願いしたいと思います。

次第「4 その他」につきましては以上でございます。

(佐藤会長)

ただ今の報告事項について、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(小材委員)

回答ありがとうございました。これからは、今後は「発達障害総合支援センターは家族相談に乗る」と広報して構わないということですね。

(事務局)

はい。大丈夫です。

(小材委員)

総合支援センターができてから、ずっと家族相談は受けませんということを言われ続けていたので、会員にも、ペアレントメンター事業で活動してるときにも、ここは個人的な相談に乗らないところですよということ私はずっと言い続けてきてたんですけども、そうではなくなったということですね。

(事務局)

それがちょっとよくわかりませんが、以前から家族相談も受けていると聞いております。

(小材委員)

おそらく相談ではなく問い合わせに対応していたのではないかと思います。こういうことに困っているからどうしたらいいでしょうかといった相談になると、たぶん窓口の人は、市町村にかけてくださいと回してしまうような対応だったと思うんですけども、相談に乗っていたということであれば、私たちとしてはありがたいので、これから家族会としての活動を通して総合支援センターは家族相談を受けられると言いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(川津委員)

4年ほど前に合理的配慮の提供に関する動画を作られていたと思いますが、その動画はそのまま、新しい心のバリアフリーハンドブックと併用していくということでしょうか。

(事務局)

動画につきましては、今年度作成する予定でございます。それと新しい心のバリアフリーハンドブックを併用して使っていくこととなります。

(川津委員)

動画を作成する前に各団体の意見を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の予定はすべて終了しました。皆様におかれましては円滑な会議運営に御協力いただきありがとうございました。司会進行を事務局にお戻しします。

< 5. 閉会 >

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして令和6年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

令和6年10月22日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 荒井 優子

議事録署名委員 金井 玲